



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第61号 令和元年8月1日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
265	生活保護法の規定による医療機関を指定した件	国保・自立支援課
266	生活保護法の規定による指定医療機関から指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について届出があった件	同
267	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
268	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
269	公共測量を終了した旨の通知があった件	用地対策課
270	同	同

徳島県告示第二百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として、次のとおり指定した。

令和元年八月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

南小松島調剤薬局	名 称		
小松島市松島町一 一七	所 在 地		
株式会社グローバル ・アシスト	開 設 者		
令和元年六月 三日	指 定 年 月 日		

徳島県告示第二百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和元年八月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称		指定に係る事業所の所在地	変更年月日	
		旧	新			
医療法人明 和会	徳島市国府町早 淵字北カシヤ五 六一	まごころ訪問 看護ステーション	たまき青空訪 問看護ステーション	徳島市国府 町和田字居 内一〇七	徳島市国府 町早淵字北 カシヤ五六 一	平成三十年 十一月一日



徳島県告示第二百六十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和元年八月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		名称	有限会社夢
指定介護予防サービス事業を行う事業所		所在地	徳島市鮎喰町二丁目三〇番地の四
サービスの種類		名称	訪問看護ステーションほし
廃止の届出の受理日		所在地	徳島市鮎喰町二丁目三〇番地の四
療養管理指導	介護予防訪問看護	種類	介護予防訪問看護
同	同	の受理日	令和元年五月十四日
同	同	廃止年月日	令和元年七月一日

徳島県告示第二百六十九号

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長から、平成三十一年徳島県告示第三十八号（公共測量を変更する旨の通知があつた件）で公示した公共測量を平成三十一年二月二十七日終了した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県告示第二百七十号

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長から、平成三十一年徳島県告示第二十四号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を平成三十一年二月二十八日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門